

糖尿病等の生活習慣病対策の推進に関する論点（案）

1. 糖尿病等の生活習慣病の現状

- 食生活、運動習慣等の生活習慣の変化や、高齢化に伴い、糖尿病等の生活習慣病は増加してきている。例えば、糖尿病が強く疑われる者は約740万人であり、過去5年間に約50万人増加しているとともに、糖尿病の可能性が否定できない者は約880万人であり、過去5年間で約200万人増加してきている。
- 高血圧症、高脂血症、糖尿病等は、脳卒中、心疾患の重要な危険因子である。心疾患を原因とする死亡は、年間約17万人であり、死亡全体の15.9%（死亡順位の第2位）を占めており、このうち、急性心筋梗塞による死亡数は約4.5万人であり、心疾患死亡数全体の約26.1%を占めている。また、脳卒中を原因とする死亡は、年間約13万人であり、死亡全体の11.8%（死亡順位の第3位）を占めている。
- 糖尿病の合併症である糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害や、脳卒中、急性心筋梗塞の発症は、生命予後を左右するとともに、患者の生活の質（QOL）を低下させる。
- 一方、小児においても、肥満の増加は極めて急速であり、思春期男子の12%、女子の10%近くが肥満を有している。また、肥満に起因する糖尿病や脂肪肝、高脂血症などのいわゆる生活習慣病も、成人と同様に存在する（小児生活習慣病）。現在、小児生活習慣病は、肥満児の5-15%に存在し、特に小学校高学年以降、思春期の時期に増加することが知られている。
- 以上のことから、生活習慣病は、我が国における重要な健康課題となっている。
- 糖尿病等の生活習慣病は、適切な生活習慣や治療により、その発症や重症化を防止することが可能であるため、予防及び治療を適切に行うことが重要である。

2. 生活習慣病対策の現状及び課題

- 糖尿病等の生活習慣病対策の予防については、先般行われた医療制度改革においても、対策の大きな柱とされ、医療保険者に糖尿病等の生活習慣病に着目した健診・保健指導（特定健診・保健指導）が義務づけることにより、充実・強化が図られたとともに、国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として、4つの疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）が位置づけられ、都道府県は、当該4疾病の治療又は予防について、医療計画を策定することとなった。
- 適切な生活習慣等により、予防や重症化の防止が可能であるにもかかわらず、小児を含め、生活習慣病の有病者・予備群が増加していることから、平成19年4月に取りまとめられた「新健康フロンティア戦略」において、今後、生活習慣病対策を推進していくためには、個人の特徴に応じた予防・治療（テーラーメイド予防・治療）の研究開発及び普及を行う重要性と、そのための拠点づくりが求められた。
- がん対策については、従来から、国立がんセンターが、「研究」、「人材育成」、「情報

発信」等について、我が国における対策の拠点として、一定の役割を果たしてきた。糖尿病についても、今後、対策をより一層推進するためには同様の拠点づくりが必要であり、国立高度専門医療センターでは、国立国際医療センターが中心的に取り組んでいる。

- これらの状況を踏まえ、糖尿病等の生活習慣病対策の推進方策について、検討する必要がある。

3. 糖尿病等の生活習慣病対策を推進するための方向性

(1) 各地域における糖尿病等の生活習慣病対策の推進方策

- 都道府県、医療保険者、市町村は、健康増進計画や医療費適正化計画を策定するとともに、当該計画に基づき、生活習慣病対策を実施。具体的な対策としては、市町村によるポピュレーションアプローチ、医療保険者によるハイリスクアプローチ（特定健診・保健指導）を実施する。
- 都道府県は、医療計画を策定し、糖尿病、脳卒中、急性心筋梗塞に関する医療体制を整備。具体的には、疾病ごとに必要となる医療機能を明らかにした上で、各医療機能を担う医療機関の名称、数値目標を記載する。
- これらの計画に基づき、医師、保健師、管理栄養士等の医療関係者だけでなく、都道府県や市町村の職員等の様々な職種・機関が生活習慣病対策を担う。
- 生活習慣病対策を各地域において推進するに当たっては、関係する団体、医療機関、地域医師会、看護協会、栄養士会等との連携を十分に図ることが重要である。特に、糖尿病については、各地域の専門機関においてのみ診療を行うというよりは、初期診療を行う医療機関から、専門的な診療を行う医療機関まで、数多くの医療機関における対応が必要であることから、都道府県は、多くの都道府県において既に組織されている糖尿病対策推進会議（日本医師会、日本糖尿病学会、日本糖尿病協会が、糖尿病の発症予防等を目指して共同で設立した会議）を活用することが有効である。
- 各地域において、効果的・効率的に生活習慣病対策を実施するためには、医療関係者等の生活習慣病対策の担い手に対して、効果的な予防方法や治療方法に関する研修を実施することが有効ではないか。

(2) 地域における糖尿病等の生活習慣病対策の支援方策

① 支援体制

- 糖尿病等の生活習慣病対策としては、糖尿病、高血圧症、高脂血症の予防や治療だけでなく、合併症としての急性心筋梗塞、脳卒中等の予防や治療まで、幅広い対策が必要である。
- 各地域における生活習慣病対策を支援するためには、各分野における専門機関である国立国際医療センター、国立循環器病センター、国立保健医療科学院、国立健康・栄養研究所が一体となって、生活習慣病対策の拠点としての役割を担うことが適当であると考えられる。

- 生活習慣病対策としては、小児期からの対策が重要であることから、これらの機関は、国立成育医療センターと連携を図ることが適当である。
- また一方で、小児の食事指導等の生活習慣病対策は、両親を含め実施することが必須であり、国立成育医療センターの立場からも大人を対象とした各分野における専門機関との連携は必要である。
- これらの組織が相互に有機的に連携を図り、各地域における予防体制・治療体制と有機的なネットワークを構築して、「人材育成」、「情報発信」等を通じて、各地域において、個人の特徴に応じた予防・治療（テーラーメイド予防・治療）などの先駆的な予防・治療や、標準的な予防・治療の普及を図ることが望まれる。
- 先駆的な予防・治療や標準的な予防・治療の研究開発するためには、糖尿病等の生活習慣病対策の拠点となる機関が、それぞれの分野における研究を自ら行うとともに、国内外の様々な研究成果や臨床データを収集・分析することが重要ではないか。

②情報発信

- 現在、生活習慣病の予防や治療に関して、様々な媒体からの情報が氾濫している。生活習慣病の予防や治療を行う上では、個人個人において、適切な生活習慣を身につけることが重要であり、そのためには、正確な情報をわかりやすく提供する必要があるのではないか。
- 全ての地域において、予防や治療の質を均てん化するためには、保健指導機関や医療機関に対して、先駆的な予防方法・治療方法や、標準的な予防方法・治療方法を幅広く公開して、いつでも、だれでも入手できるようにすべきではないか。
- 糖尿病については、生活習慣病対策の拠点となる機関は、糖尿病対策推進会議等を活用して情報を発信することも有効であると考えられるのではないか。

③予防方法・治療方法の研究開発

- 糖尿病の予防方法、治療方法の開発を効果的・効率的に行う上では、様々な情報を収集・分析する必要がある。
- 効果的な予防方法の研究開発については、平成20年4月から医療保険者において実施されることとなる特定健診・保健指導のデータを収集・分析することが重要ではないか（個人情報保護に十分配慮することが必要）。
- 特定保健指導対象者の性別、年齢、健康に対する考え方、職場環境等に応じて、効果的な予防方法は異なることが考えられるため、対象者の特性に応じて、様々な介入方法による効果を比較できるよう、医療保険者と協力の下、特定健診・保健指導のデータを収集・分析することが望まれるのではないか。
- 小児について、将来生活習慣病を発症する者については、遺伝的要因、（学童の場合学校給食を含めた）食事環境、生活環境、睡眠等の様々な危険因子が関与していると考えられるが、こうした危険因子の寄与の程度についての疫学研究の推進やその研究結果をもとに小児期からの生活習慣病の予防法を確立する必要がある。
- 様々な研究機関において、数多くの研究が行われることが予想されるため、これら

の情報を収集・分析して、効果的な予防方法を確立していくことが望まれるのではないか。

- 効果的な治療方法の研究開発については、従来、各研究機関において行われている研究（特に多施設共同研究）の情報を収集・分析することが重要ではないか。
- 医療体制構築に係る指針において、「医療の質について客観的な評価を行うために、患者の症例登録等を行うことが今後必要である。」とされている。また、日本糖尿病対策推進会議においても、様々な症例のデータが収集されている。これらの症例登録のデータ（病態、治療方法等）を収集・分析することは、糖尿病、脳卒中、急性心筋梗塞等の治療方法の研究開発に有効ではないか（個人情報保護に十分配慮することが必要）。
- 「国立高度専門医療センターの今後のあり方についての有識者会議報告書」では、ナショナルセンターは、基礎研究の成果を臨床の実用化へつなげられるよう臨床研究及びトランスレーショナルリサーチの強化を図ることとされている。
- 糖尿病等の生活習慣病対策の拠点となる機関において、これらの研究をどのように推進すべきか。

④人材育成（研修）

- 生活習慣病の予防・治療に携わる医療関係者や、都道府県や市町村の職員、医療保険者等に対する研修（人材育成）は重要である。
- 国立保健医療科学院等では、これまでも都道府県の担当者等に対して様々な研修が行われてきているが、今後、生活習慣病対策をより一層推進していくためには、どのような研修が必要か。
- 思春期において肥満や生活習慣病が悪化する要因の一つに心理的ストレスがあり、また、摂食障害の一つである過食症およびその予備群が潜んでいることもある。単に食事指導や運動療法を試みるだけでなく、心理士の治療参加も推進する必要があることから、当該分野を専門とする心理士の人材育成は重要である。
- 各地域において、研修を実施する上で、リーダーとなる人材を育成していくことが重要ではないか。
- 糖尿病等の生活習慣病対策の拠点が、関係団体と連携して、必要な研修を実施することが必要ではないか。